

令和7年度 第5回関市子ども・子育て会議 議事録

日 時：令和8年2月10日（火）15:00～17:00

場 所：関市役所6階・大会議室

出席者：（委員会委員）

杉山喜美恵、北瀬美幸、亦野裕幸、佐藤 敦、山下仁美、鈴木克彦、長尾芳弘、
村井義史、宮本覚道、鈴木専章、河合慶子、向井 昇、松波和子、遠藤睦史、鈴木義成、
加藤倫子、橋本佳奈

欠席者：大野英恵、佐伯義夫、大岩寿喜子

1 開 会

（事務局）

皆さん、こんにちは。ご案内の時間となりましたので、これより「令和7年度第5回関市子ども・子育て会議」を開催いたします。委員の皆様には、大変ご多忙のところ、会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。当会議の進行を務めさせていただきます、子ども家庭課中林です。これ以降は着座にて失礼します。

本会議は公開となっておりますので、傍聴の方が入ってみえるかもしれません。今はお見えになっておりませんが、ご了承をお願いいたします。はじめに、健康福祉部次長森よりご挨拶を申し上げます。

2 健康福祉部次長あいさつ

（次長）

あらためまして皆さんこんにちは。本日はご多忙の中、会議にご出席賜りまして誠にありがとうございます。また平素は、福祉行政全般にわたりまして、ご理解ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

まず、子ども・子育て会議の中では、こども・若者の権利条例について、いろいろご協議をいただいているところですが、先般1月31日ですが、約17年ぶりぐらいに、こども・若者議会というものを開催いたしました。

小学4年生から大学生まで、およそ20名の方に参加していただいて、ご自身の意見であるとか、質問であるとか、思いを届けるという形で、こどもの意見を十分聞いていくという取り組みの中で実施したところでございます。

その意見の中では、例えばガードレールをもっとつけてほしいとか、街灯をつけてほしいとか、そういった意見もございましたし、もっと地域に自分の居場所をもっと増やしてほしいなどの意見もございました。いろいろと小学生、中学生、いろんな方がご自身で見たことを、疑問に思っていること、そういったことをしっかり伝えていただいたので、市の方もしっかりお答えをしたという形になっております。

またその件の中でも、特に今回こどもの権利に関わるというところで、こどもの意見をちゃんと聞いてほしいと。あとはしっかり大人は聞いて助言をしてほしいと、そういったご意見もござ

いました。そういった中でしっかり副市長の方からも、今後しっかり市役所、学校からまず取り組みを進めていくという答弁をさせていただいたところです。

その中で2月に入ってから、市の管理職と地域の支援をする職員部門に対しまして、講師をお招きして、こどもの意見をどうやって市政に反映していくのかという、そういった研修会の方を行いました。

そういう中でこどもも社会の一員であるというところをしっかりと認識して、様々なところでこどもの意見を聞いて、それを真摯に受け止めるという取り組みをしていくという、まず第一歩というところですが、1回の研修会ですぐできるというものではないので、これからしっかり取り組みを続けていきたいというふうに考えております。

ざっと最近のこどもに関する取り組みの方をご紹介いたしました。本日もいろいろな協議事項がございます。皆様の忌憚ないご意見をおっしゃっていただけると大変助かりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

あらためまして、当会議委員は名簿のとおり20名の方に委嘱をさせていただいております。名簿は2枚目でございます。本日ご欠席の方は、連合岐阜中濃地域協議会事務局長佐伯様、関商工会議所女性会会長大野様、そして、関市民生委員児童委員協議会の大岩様ですが、大岩様は遅れてみえるか、欠席になるかちょっとわからないということで、3名の方がもし欠席ということでも、17名の出席となります。本日の会議は委員の過半数の方に出席いただいておりますので、関市子ども・子育て会議条例第6条第2項の規定により、会議を開く要件を満たしていることを報告します。

ここで資料の確認をさせていただきます。

【資料確認】

(事務局)

今日の会議の終了時刻は午後5時00分を予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。それでは、これからの議事の進行につきましては、杉山会長に進めていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

3 協議事項

(杉山会長)

年度末の忙しい時期ですので、粛々と進めてまいりたいと思いますが、その前に、前回はちょっとコロナになっちゃってお休みをさせていただいて申し訳ありませんでした。今回はインフルエンザには一応かからず出席できてほっとしております。それでは、まず1番から進めていきたいと思います。保育所等適正化検討(答申・計画)について事務局のご説明をよろしくお願いいたします。

(1) 保育所等適正化検討（答申、計画）について

【資料に基づき事務局より説明】

(杉山会長)

詳細なご説明ありがとうございました。答申につきましては、今回最後の位置づけとなっていると思いますが、集大成の形で出てきたものという形でとらえていただければと思います。

それではただいまのご説明につきまして、ご意見ご質問等をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(松波委員)

保育所の適正化計画っていうのは、出生児数の問題で、当然検討すべきことではないかというふうには思います。私はずっと療育に携わってきているので、その視点から少しお話をさせていただきたいというふうに思います。

2028年だと思いますが、5歳児健診のフォローアップ、実施を100%行うというような方向で、国から降りてきているのではないかなと思うのですが。私が現役にいた時から5歳児健診って、ずっと言われ続けていたのですが、なかなか全国に広がって行かなかった。その大きな理由が、健診後のフォローアップの場所がないということで、はい。なかなか計画が進まなかったというような現状があるのではないかというふうに思います。この5歳児健診のフォローアップをするというのは、さきほどから出ている話の中で考えると、公立の保育所が担っていくというのが、必要なんじゃないかなというふうに思うんですね。

いま関市には幼児の療育施設がありますが、運営委員会の情報等によれば、年間240人使っている。当初療育ができてきた時というのは、週に2回の病気支援ができて、それが徐々に子どもの数が多くなってきて、週に1回、現在は月に1回というようなことで、支援の回数がかなり減ってきているというような現状があります。

療育の内容が十分かというのと、そうでもないのかもしれないし、国から降りてきている療育の果たす役割というのめかなり増えてきて、大変な状況にあるということは思っています。この5歳児健診のフォローアップの場所として、今リストに挙がっている、例えば南ヶ丘保育園に保育所の機能と療育児童発達支援事業の療育というものを、多機能的に運営していくというようなことは考えられないのかなと思いました。

インクルーシブ教育というか、インクルーシブ教育を進めていくのに、5歳児健診で多分そこに上がってくる子ども、グレーゾーンと言われている子どもたちが多いのではないかなというふうに思うんですね。保育園の中に行って、例えば小グループを作って、その中で支援をする、療育支援をするというようなことを行っていくことで、療育の質とか量とかそういうものが保障できていくのではないかなと思っています。

もう1つ、南ヶ丘というところを例えると、あそこは大事な場所というか、福祉ゾーンでもありますし、教育ゾーンでもあると思うんですね。つい最近、ひまわりの丘に伺ったときに、コロナ以前はかなり南ヶ丘保育園と交流があったというようなことを聞きました。最近はそのコロナ等の流れの中で、かなり減ってきて、今はあまり実施されていないということなわけですけど。その

地域に、その公立の保育園があるってということで、多様性を理解するというか、多様性を学習、学ぶ機会というふうで、南ヶ丘が残っている存在価値って結構あるのではないかというふうに考えています。きょう結論というふうになっているんですけど、そういうところをもう少しを視野に入れながら、公立の保育園も、その機能ということについて考えていくことが大事なかなというふうに思います。すいません長くなりました。

(杉山会長)

ありがとうございました。今のご意見に対して、事務局さん。

(事務局)

ありがとうございます。いま皆様にお示した答申案と適正化計画案につきましては、これまで検討部会の方で、何度かご意見やご協議をいただいた内容でございます。松波委員がおっしゃられたように、やはり児童の中には、施設規模によって適性は異なると。ですので一律に、大きければいいわけではないというご意見もいただいております。

それが答申案の中に入っております。冒頭です。質の高い集団生活の経験できる保育体制を確保することを最優先としても、子どもが減っていくので、施設のある程度縮小という考え方はやむを得ない。しかしながら、その施設規模の適性は児童一人一人が異なっているので、そこはちゃんと大切にしてほしいというご意見をいただいております。前提として、子どもの数が減っていくという流れの中では、縮小・閉園という考え方は、致し方ない。だからそこをちゃんと大事にしていきたいと思いますというようにご意見をいただいて、今回の答申に入れているつもりでございます。

いま松波委員がおっしゃられたことは、2ページの(1)のところに、そういうことが書いてありまして、今後、育ちと運営の両面を勘案した当面の基準というのを、なかなか今回の部会、これまで協議していただいた部会では最適解が出せなかったもので、これは今の考え方を踏襲、踏まえつつ、今後は現場の皆さんの知見を反映して、そこは考えていきたいと思いますというように、部会の皆様のご意見で、答申案として出させていただきます。そのあたりは、おっしゃられたご意見はもう部会の方でご意見を賜って、答申案にさせていただいたつもりでございます。以上です。

(杉山会長)

地域ってとても、地域交流が盛んでいらっちゃって、うちの学生がその南ヶ丘小学校の卒業生だった方がいるのですけども、中部学院大学とか南ヶ丘保育園とか、なんか一緒になって、お祭りみたいなことを開催したりして、とてもなんかいいねというような話を聞いたことがあります。例えば、南ヶ丘さんが合併という形になってきてもどこか代替できるような、そういった地域の営みみたいなことを大切に、何かある案というものを、今後計画の中に入れていただくと、そういう視点もあるといいんじゃないかなって言うのはちょっと今、お話を伺いながら思いました。いまの話、これからまだちょっと時間がありますので、その時間の中で、今度はその保育園が持っている独自の役割とかそういうものをしっかりと洗い直して、どういう形でその

辺の方向へ向かっていくかということ、吟味していただけるといいんじゃないかなということ、を思ったのですけれども。

(松波委員)

例えばですね、幼稚園が認定こども園になり、そして一時預かりをやり、いろいろな保育園が多機能に、地域の中でニーズに合わせて運営されているというような流れがあると思うんですね。さきほどちょっとお話した保育園の中に、小グループでやるときに保育園の中に、児童発達支援事業というものを入れ込んで多機能でやっていくことで、財政的な部分ではプラスになっていくのではないかなというふうなことも思います。ですので、従来の保育、保育所という考えでなくて、その地域に求められている、杉山先生おっしゃったように、地域に求められている形、そしてその地域になくてはならない施設として、この南ヶ丘というものが、さっきいくつかお話した理由の中で、南ヶ丘がいいのかなというふうには思っています。

ただ、児童発達支援事業所、関市では児童発達支援センターというのがあるんですけど、保育園の中にその事業所を入れ込んで、小グループ指導するというような形で、一人一人の子どもさんに丁寧な療育支援ができるという形になっていくというようなことを考えます。

(事務局)

ありがとうございます。大切な視点ですので、これから十分議論・検討していくのですが、5歳児健診については、こども家庭センターの方で、保健センターとともに協議をしまして、来年再来年ぐらいにはしっかりやらないといけない、国の方針もありますので、そのように検討を進めています。その時に、5歳児健診の体制だけでなく、そのフォローアップのしくみのところもしっかり協議をしていきたいですし、いま全国的にも保育園に療育、児童発達支援センターを入れている事例はたくさん出てきていると思うので、松波先生が言われたようなことも、検討の余地があると思いますし、南ヶ丘をどうするかはまた別ですけども、旗艦施設とする富岡保育園というのは、そういうところを担っていくところになるべきではないかなというふうに市の方では思っております。また参考にさせていただきます。

(杉山会長)

ありがとうございました。これからその役割等を見越した具体的な方策が上がってくるかなと思います。他にいかがですか。

(橋本委員)

全体的には保育園のことなので、保育園・幼稚園の運営をされている皆さんがこれを見て納得いただければそれでいいと思いつつ、答申については、さきほど松波さんの意見とか、計画の方に取り入れていけるといいかなと思います。

ちょっと私が思ったのは、最後のページの本計画の期間の方で、こちらも案がついているので変わるかもですけど、計画案2ページ目の児童数の予測というところで、10年後は200人減で、20年後、10年以降は減少率が急速に高まる見通しで、200人どころじゃなくて、700～800人ぐ

らいが減ると。私もちょっと最近、教授の研究本とかを読んで、18～25歳の今の子どもたちが全国で統計取っても44%ぐらいしか結婚して子どもを欲しいと思っていないと。まず思っている子が44%で、その子どもたちが実際結婚しなかったり不妊治療もある中で、全員できないとなると本当にすごく急激に減っていくのだらうなと思っています。なので、この計画が5年ごとに見直しとなっているのですけれど、これはちょっともう少し短くというか。

多分この後関市では、コンパクトシティですね、そのために子ども家庭課さんじゃない、ほかの部課さんが担当と思いますが、さきほどの地域ごとの特色を見て、中心市街地に人を集めないという行政がもう運営できないという事態になっているということなので、その辺りも触れていただけるといいかなと。これだと令和12年に見直しをして、次17年、17年はもう西部保育園が閉園となって、ここは覆らないみたいになってしまうので、もう少し何か段階的なニュアンスが書かれているといいと思いました。以上です。

(杉山会長)

期間の方についてのお尋ねですが、いかがですか。

(事務局)

ありがとうございます。

そうですね、5年というようにしましたが、委員の皆様も、もう少し短いスパンで見直しが必要と思われるのであれば短くして、またこの会議の場で、より協議をいただきたいと思いますので、そのように努めます。

(杉山会長)

ありがとうございます。

ではこの期間というものは、今後、変化するような審議に上がってくるという案件でということでもよろしいですか。

(事務局)

はい。5年ではなくて、当然短いスパンで見直すというふうに修正をさせていただきたいと思っています。

(杉山会長)

わかりました。急激に変化が大きいですからね。

もし皆さんの中で、これでいいんじゃないかっていうご意見もあるかもしれませんが、それも含めて、ほかにご意見ありましたら、いかがですか。

(佐藤委員)

公立保育園の適正化の計画案の方で、ずっとお示しをいただいているのですが、6ページ目の縮小・閉園対象の選定基準の方で、さきほど松波先生とかのお話がありましたけれど、その

地域との関わりみたいところで、あらためて選定基準を見てみると、本当にこの結構マイナス面を評価するような部分のところが強く出ているのかなという印象です。その中で少しでも評価の中に、さっきの地域ニーズのところに含まれるのかもしれないのですが、やっぱりその地域との関わりみたいところがその園として評価できるものは、しっかり評価をしながらも、相対的に見ると、やはり準拠した対象に上がってきますよみたいな形の整理ができると、やはり今まで存在していた保育園の意義というものが強く出た上での評価になるのかなというふうに思います。

こういった選定基準が本当に全国、少子高齢化の同じような状況の中で、一律に定められている基準なのか、ある程度関市の中で、地域の実情に合わせた形で設定ができる範囲なのかというところで、何かそういった視点も入れながら、相対的な評価ができるとよりいいんじゃないかなというところをちょっと先生方のご意見をお聞きしながら思いましたので、意見させていただきます。

(事務局)

ありがとうございます。

そうですね、選定基準の中にはそういうものも含んで考えていくと。いま含んでいないかという、含んでいるような書きぶりなのですけれども、その辺りは、もう少しわかるような書き方に修正をしたいと思います。

(杉山会長)

プラスの要因も含めてという形で、より明確にお示しいただけるということです。

いかがですかね。この計画については、またこれからも審議に上がってくることだと思いますけれども、答申につきましては多分これが最後になってくると思います。答申については、こういう集大成の形ということによろしいでしょうか。はい。

それではまた計画につきましては、今後皆様のご意見を聞く機会があると思いますので、そういったことについて、ここにもう少しこういう視点をということを取り入れていくという形でお願いします。

では答申につきましては、この形で、承認させていただくということによろしいですか。はい。それではですね、この答申案につきましては、本会議として承認させていただきます。そして私の方から、市長さんの方へ答申という形で進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

計画については、またご意見を賜る機会がありますし、今後パブリックコメントを予定されているということで、もし何かありましたら、そちらの方へ声を上げていただければと思います。よろしく申し上げます。

(杉山会長)

それではですね、協議事項の2番に移らせていただきます。こども誰でも通園制度の事業者認可についてということで、今日配布された資料に基づいて、ご説明をよろしく申し上げます。

(2) こども誰でも通園制度の事業者認可について

【資料に基づき事務局より説明】

(杉山会長)

ありがとうございました。それでは、ご質問やご意見等賜りたいと存じますがいかがでしょうか。なかなか始まったばかりのそういう事業ですので、やってみないとわからない部分が非常にたくさんあるかなという気はいたしますけれども。

(北瀬委員)

1点確認です。乳幼児等支援給付費の中に、受け入れされるお子さんの状態により、加算が付くというところで、医療的ケア児のお子さんですとか、障がいのあるお子さんのことなんか書いてございます。

実際に申し込みは、ここを見るとまだ 20 件ほどで、対象の方がおられるかはわかりませんが、今後その医療的ケアを必要とするお子さんが申し込みされた場合に、受け入れ側として保育士さんの他に、例えば看護師さんが必要な状態のお子さんだったりということも考えられるかなと思うのですが、そうした場合の経営体制側としての看護師さんの配置ですとか、そんなことは、当然検討されておられると思いますが、どういう考えをいま持っておられるのか、教えていただきたいです。

(事務局)

公立保育園につきましては来年度、今年度もそうですけれども、西部保育園の方に看護師を 2 人配置しております。逆に他の園には配置していないのが現状でして、実際に医療的ケア児のお子さんを、こども誰でも通園制度を使って、保育園での体験をさせてあげたいというようなお子さんが見えた場合、公立では現在のところ、西部保育園をご案内するというような形になるかと思えます。

ちょっと民間の保育施設に関しましては、看護師を配置している園もあれば、配置していない園もございますので、ここはちょっと応相談というような形での受け入れになるかと思えます。

(北瀬委員)

ありがとうございます。

もちろん受け入れることが可能な園ということで、ここに実施の園が書いてございますけど、やはり西部の方をご案内するというのはもちろんよくわかるのですが、それはこちらの市役所側の都合で、必ずしもその近くにそういったお子さんがおられるばかりではないと思うので、そのことは柔軟に考えていただいて、看護師さんをその希望の園に移動をしていただいて見ていただけるような、そういった考え方も持っていただけるとよいです。

そこでしか駄目だよと言うのでは、それは、誰でも通園制度ではないと私は思うので、そこら辺は柔軟に考えていただけるとありがたいなと思えますし、せっかくこうやって実施していただ

く民間の事業所さんもあるので、そういった看護師さんをうまく雇用の状況ですとか、そういったことを十分、市の方にも把握をしていただいて、場合によっては民間さんの保育園の方にもご案内するとか、そういったことも当然考えていただけたらと思っていますので、その辺りもよろしくお願いしますということで、質問を終わります。

(杉山会長)

では懸案事項として、今後考えていただければと思います。他はいかがでしょうか。

(長尾委員)

いまの医療的ケアに関わって、看護師さんの配置がもちろんあるといいと思うのですが、いろんな現場でやっぱり看護師さんがその場にいなかったりとか、そして緊急の場合もあるのでやっぱり、保育士さんには痰の吸引等の研修に関わる方には受けていただいた方がいいんじゃないかなと思います。

それは、いないところもそうだと思うのですが、例えば、座薬も含めていろんな知識を得ると。さきほど、保育士さんの資質向上という話があったと思いますけれども、やっぱり障がい児に対する支援とともに、特に医療的ケアに係る県の研修なんかもあると思いますので、そういったものを受けていただけたら、いざというときに対応できるんじゃないかなと思いますので、あわせてお願いしたいと思います。以上です。

(杉山会長)

いかがですか、今のことについて。研修体制ですね、誰でも通園制度に関わる保育士さんだけじゃなくて、すべての保育士さんに必要とされる能力かと思いますが。

(事務局)

ありがとうございます。いま公立保育園では、看護師に巡回してもらって、エピペンの講習をやったりということをしておりまして、それを民間さんにも広げていくというのが、質の均等化になったりすると思いますので、そういう看護師の研修をこれから考えていきます。

吸引については、特定医療行為になりまして、吸引が必要なお子さんがいたときに、研修に行ってその保育士に付与される資格だと思いますので、そういうものもしっかり受けていただくようにしたいと思っています。以上です。

(鈴木専章委員)

保育園の立場から申し上げますが、医療的ケア児について、うちの法人も看護師さんがおりますし、実際に、注射を打ってほしいというお子さんもおります。そうした場合に、保育士が対応できませんですし、注射でもやはりいろいろ針も違います。

ただこの子を預かるにあたって、保護者が大学病院へ行って、どういったことをするのかということ、うちの看護師も一緒に付いて行って、そして全部説明を聞いてきてその上で、園で生活することが可能なのかということを検討した上で、私たちは預かっております。

ですので、非常に心配なのは、誰通ということになってきますと、果たしてそこまで検討する時間があるのかと言うと、私は非常にこれを心配していつも考えておるといっていただけます。

(杉山会長)

安全性を担保という面ではとても大切な視点だと思いますけれども、いかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。実際、いま公立保育園で受けている医療的ケア児のお子さんを受け入れる際にも、県病院ですとか、岐阜大学の病院ですとかのいわゆる主治医の先生と、担当する加配の先生と園長、看護師とが病院の方まで出向きまして、どういった保育体制を整える必要があるかとか、こういったときにはどういうことをしないとイケないとか、そういったところを細々、保育士が気になることを主治医の先生に聞いてみるという時間を設けさせていただいた上で受け入れをしております。

こども誰でも通園制度についても、事前面談が必須でついてくるわけですが、事前面談でそういったご相談を受けた際には、受け入れをする前に、そういった時間を設ける必要があるのかなと思われまますので、すぐに受け入れがスタートできるというわけではなくて、ちゃんとその段階をよく踏まえた上で、受け入れができればなというふうに考えております。

(河合委員)

関連してさきほど、北瀬さん、長尾さんもおっしゃいましたけれども、一応私はそういう面で経験者としての立場からちょっとご意見、お伝えさせていただきたいのですが。

特に医療従事者しか、例えばちょっと風邪薬を飲ませてくださいというふうに父兄の方から頼まれた場合、その薬でさえ、資格のある人でしか投薬とか、風邪薬を飲ませちゃいけないというのが現状というか、医療的なものです。

あと吸引の話が出ましたけど、口腔内の吸引でしたら、誰でもできるということもないんですけども、一応資格として、医療資格のあるものじゃないとできない。特に気管内吸引になりますと、やっぱり命が左右されるみたいな、気道確保もある程度レベルもないと駄目ですし、AEDバックの仕方とかも、その胸の動きとかね、そういう本当にプロフェッショナルなものではないと、やっぱり子どもを預かるイコール命を預かるということですからね。そういう何かのエキスパートとしての育成というのは、やっぱりバックグラウンドにおいて非常に大切だと思います。以上です。

(杉山会長)

ありがとうございました。その辺は非常にやっぱり、簡単に受け入れるのは難しい。そのところはやっぱりこの制度は、難しいと思います。そのあたりの事前の対応については、これは検討して必要があるかもしれません。

いかがでしょうか。はい。

今いただいたご意見を反映して、今後ですね、実施に向けて検討をよろしく願いいたします。

(杉山会長)

それではですね、協議事項の3番、就学前教育・保育施設整備交付金整備計画についてということ、ご説明の方、よろしく願いいたします。

(3) 就学前教育・保育施設整備交付金整備計画について

【資料に基づき事務局より説明】

(杉山会長)

ありがとうございました。では今のご説明に対して、ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

(北瀬委員)

せっかくご説明をいただいたのですが、この事業区分を5つほどおっしゃったのが、何だったのかメモも取れず、補助率もわからず、せっかくこの今回から、8年度からですかね、子ども・子育て会議での承認が必要ということで、このシートをお出しいただいたのであれば、もう少し、この場でいいか悪いかではなくて、どういう内容・メニューでどんなことが行われるかということが、必要可能な範囲で結構ですから、結局その金額を全部出せとかそういうことは言いませんので、ある程度皆さんにわかっていたいただけるような資料にしていだけないでしょうか。今後で結構です。お願いします。

(杉山会長)

では今後の懸案事項ということで、ご検討のほどよろしく願いいたします。

(橋本委員)

エントリーシートの1枚目、この1～4園が提出されて、その成果として8年度でこうなる、9年度でこうなる見込みなので、助成金をお願いしますというシートということですよ。

0歳児3人と1・2歳児15人が増えるというのは、令和9年4月1日の利用定員数、1枚目も2枚目も上がっているのでもわかったのですが、申込率のすぐ下の利用定員数のところの、令和7年4月1日から令和8年4月1日が、0歳児で10人減っていたり、1・2歳児が突然70人ぐらい増えていたり、あと何でしょう。何かこれから少子化で減っていくはずなのに申込者数になんかぐんぐんも増えているところと、やっぱりこの数字を見ていると、あれれ、利用率が増えたらこんなに人数増えるのかなみたい。ちょっと不思議な気持ちに、一般人としてなりましたということが実態です。

ただ、本当に無事に助成金を通して、各園の改修が済んだらいいなと思うだけなのですが、ただ、助成金が通ればいいと思います。すみません、以上です。

(杉山会長)

この見込みをどのように算出しておられるか、ご判断されたと思うんですけども。

(事務局)

就学前児童数については、0歳、1・2歳、3歳の人口推計による、子ども・子育て会議でも諮っていただいた保育所適正化計画の時にも使った人口推計と同じものを使っています。

(橋本委員)

あれも増えていましたもんね。例えば2枚目の一番上の就学前児童数の1・2歳児が令和8年の805人が令和10年に846人、令和11年868人の数値が入って、増えている。元が増えたらこれぐらい。ちょっとこれはもう、もしかしたら直した方が、どうなんでしょう。やっぱりちょっとおかしいなと思ってしまうんです。

(事務局)

そうですね、就学前児童数が、その推計から引っ張ってきているので、ちょっと伸びているところであることがまず1つですね。

それから、申込者数というところについては、これはいわゆる4月1日現在の申込件数であって、年度途中の申し込みについてはカウントしていないんですね。なので、例えば関地域のものでいきますと、0歳児が50人弱、1・2歳児が500人前後の申し込みが4月の段階である。それにプラスアルファ年度途中での入園申し込みがあるわけなんですけども、利用定員数的には0歳児が80人ほど、1・2歳児については630~640人ぐらいの利用枠があるのですけれども、こちらにつきましても、保育士の確保ができないと、この利用定員いっぱいまで受け入れができなかったりですとか、実際問題として、いま関市の市街地における3歳未満の年度途中入園というのは、ちょっと大変難しい状況でありまして、なかなか空きがある施設がないというところもございいます。

3歳未満児の利用枠の拡充についてなど、今後の利用者数の見込みからしても、拡充を図っていくのが理に適っているであろうというところもございいます。

(杉山会長)

絶対必要な数ですけども、算定するのも難しいですよ。求められますけれどもね。でも、アンケートを取られておられるので、それに基づいてここ数年は増えていくだろうということは、会議でもお示しいただいたところだと思います。

ほか、いかがでしょうか。はい。

それではこの補助につきましても、今後出して行かれるということで、進めていただければと思います。

(杉山会長)

それでは協議事項の4番目、権利条例についてということで、ご説明の方、よろしくお願

たします。

(4) こども・若者の権利条例について

【資料に基づき事務局より説明】

(杉山会長)

ありがとうございました。ではこれからの質問、意見もあると思っておりますけれども、時間の方も迫っておりますので、今回もですね、言葉につきましては、後程終わってからまた意見も言う場があると思っておりますので、そちらの方でいただくとして、一応条例としての形が整ってきたということで、今までここで話し合ってきた内容のチェック、盛り込まれているかという重点にして、ご意見、ご質問を賜ればと存じます。

とてもやさしい表現、わかりやすい表現になってきているかなとは思っておりますけれども、どうでしょうかね。議論を重ねてきたところで。

(橋本委員)

すごく熱心に、ずっと作られて向き合ってくださいました事務局さん、皆さん本当にお疲れさまでした。

本当にわかりやすく、やわらかな文章になったと思っておりますが、先に帰られた山下委員が、いじめに関しては加害者のことを触れてほしいということをおっしゃっていて、私はすごく賛同していて、これ入ってないのですが、あれですよ、加害という言葉が入ってないのですが、きっとこの必要な措置支援に含まれているものと考えております。

なので私、すみません。皆さんが質問を考えているのに、私はもうとても賛同していて、逆にこれができてくると感想・意見になりますけれど、ちょっと主体的という言葉もいろいろ出ています。

うちの子どもが、中学校1年生になるんです。中学校に上がるにあたって、主体的な習慣を身につけてくださいと。綺麗な自主勉強ノートの取り方、これが正解ですこれが不正解です、これを主体的にやってくださいと言われてたんです。

私はすごく違和感があって主体的って何だろうって、なんでこんなに言われるんだろうと思って、中学校の保護者の友人に聞いたら、中学校に入ると、中1からもう速攻で評価にさらされて、提出が少し遅れたり、綺麗なノートを取ってない、無茶苦茶なノートを取っていたり、授業態度が悪かったりすると、どんどん評価が下がると。

もう中1から評価されて、中1から通信簿に「1」が1回でもつくと、公立の高校が受験できないみたいな話がある。これ、本当なのちょっと、ただその話を2人ぐらいから本当と聞いていまして。

私はこれが主体的だとは思わないのと、条例の12番のところに育ち学ぶ施設の役割で、こどもが主体的に育ち、学ぶことができる必要な支援とあります。これが、こんな評価の仕方が主体的を育てるとは思えないよという、学校は学校で大変だとは思いますが、教育委員会や学校の皆さんと、この本当のこどもの権利の主体性を何か考える基盤になったらいいなと感じております。

以上、すいません。大変ありがとうございました。

(鈴木克彦委員)

まず、この会議だったか、ワークショップだったか、ちょっと忘れたんですけども、この条例の最後の方に、年1回の見直し、パブリックコメントではないですけど、そういった委員会の方で見直しをするという条文を入れた方がよいという話をしたような、何かあったような気がするんですけど、それについてはどんな感じになっていますか。

(事務局)

はい、ありがとうございます。今おっしゃられたのは、評価・検証というところのことかと思えます。だとしたら、資料6の5ページ、施策評価をこどもも参加して実施してほしいとか、もしこの辺りのことを、ご指摘いただいているとしたら、こういうところで担保しています。ちょっとその表現はそのままよりも少しだけ、やわらかくしてあるのですけれども、そういった皆様からいただいたご意見は、どこかには散りばめられているという考え方です。

あと本日は条例の案をご協議いただいておりますが、この後は、この条例を噛み砕いて、もっとわかりやすい表記にしたものを作成して、それを周知していこうというふうに思っています。どうしても条例のルールとかそういうものがありまして、こういうちょっとやわらかくまとまったような表現をしています。

それをまた別の媒体というか、別のもので、もっとわかりやすいような形で、市民の皆様やこども・若者当事者には伝えるようにしていきたいと。

(鈴木克彦委員)

なんかちょっと、僕の説明不足だったのかわからないですけど、条例を作るのはもちろん、作った後の話、1回作ればそれでいいというものでも多分ないと思うんです。

やっぱり、やっていくうちに何かこの文言はちょっと問題が出てくるとかという場合に、見直しを図るということを最初から入れておくと、そういうことなんですよね。

第三者委員会か何かを作ってそれを見直し、それはやっぱり変えていくべきとなったら見直しを図るみたいなことを入れ込んだという話をこの会議が、みんなのひろば会議か、ちょっと忘れましたが、話した覚えがありまして、それを条文の中に入れていくと。

最初から100%のものができるとはちょっと思えないですし、こういったやっぱり解釈の違いというのは絶対出てくると思うので、そういった部分を例えば年1回、見直しを図るぐらいのことは入れておいた方がいい、これはまだ案なので、何か一文最後にあった方が、よりいいのかなということで、それだけのことです。

(橋本委員)

鈴木さんの発言は、いつも鋭い視点で素敵だなと思います。皆さんもそうですが。

私も多分23番のこどもの権利擁護委員会というのが、前はちょっと擁護という言い方じゃなくて、何か違う言い方ではなかったですか、ここなかわからずにすいません。

23番のこどもの権利擁護委員会、これが何か前はもうちょっと違う文言でこどもの権利に、各政策が準拠しているかをチェックするし、この権利条例自体も見直すみたいなところが入っていたような気がしております。なので、これはこどもの権利が守られているかみたいに、引き続きチェックと更新をしていくみたいなのがあったりではなかったですか。違いますかね。

(杉山会長)

ありがとうございます。

その具体的なことを、条例に含むかどうかという、その文言として条例として適切かどうかというのは、ごめんなさいちょっと私には判断できないのですけれども。計画とかであれば見直しについては必ず文言的に入れていきますけど、条例ではいかがでしょうね。

(事務局)

条例というものの仕組みについては、基本的にすぐ見直すとか、そういったものではないですね。条例のひとつのルールとして今回はこれを作るものですが、これをもっと噛み砕いた別の計画なり概要の中で、そういった見直しを順次やっていきますよということは載せると思います。ただし条例の中の文言としてしまうと、毎年ちょっとずつ変わったことを議会にかけて、これがこう変わりましたということを経る。それがいいのか悪いのかは別として、基本的にそういうことはしない形にはなります。

まずひとつのルールを作って、それから大きく内容が変わった、そういった場合に条例改正をしていくという流れになりますので、基本的に条例は、大きな枠というとらえ方をしてもらって、それぞれ細かいことは別の形で作っていきたいと思います。それもいろいろ見直して、変えていくという形にしたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

(杉山会長)

お約束事のようなものなので、というような意図があるかなと思いますけれども。

それと権利擁護委員会というものについては、ちょっと調べていただけますかね。またその辺り、前はどうかだったかとか、そういう形について。ちょっとここでは時間的に難しいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。ほかに、いかがですか。

(村井委員)

私の認識不足だったらお許しいただきたいですが、前回までの案は、「こども・若者の権利条例」だったと思います。今回「こどもの権利条例」となっている。「若者」を取った経緯とか、何かあるのでしょうかね。

私は先日、関高校への会議に出席しまして、そこで「こどもまんなかミーティング」の話が出て、高校生いわく、私たちはこどもなのか、若者なのか。若者という言葉はあった方がいいんじゃないかという発言をしましたという話を聞きました。「若者」を取った意図があれば、教えてください。

(事務局)

ありがとうございます。大事な視点のご説明が不足しておりまして申し訳ありません。委員おっしゃったとおり、これまで「こども・若者」ということでずっと最初から来ておりました。

さきほどの説明の中で、外部有識者にもアドバイスをいただいたという話をしましたけれども、どうしても基になります「こどもの権利条約」がまずあって、そのあたり、こども基本法とか大綱とかもあるのですけれども、基になるものが、やっぱりこどもは 18 歳未満というのが確固たる定義として存在しているので、私どもがそれを「こども・若者」と表現をすると、いわゆるかなりその条約との整合性がまず合わないということがありました。

このように外部有識者からいろんなご意見をいただいて、もう今回は「こども」ということでお示しをしているのですけれども、その若者の視点というものは非常に入れたかったというふうには思っているんですが、ただどうしても定義とかがある以上、そこは一旦整理をしないと進まない部分でもありました。一番初めにご説明をすべきで申し訳ありませんでしたが、一旦その条約とか、上位行にありますこどもの定義に、関市も従ったというところでございます。

一旦ここで整理をさせていただきましたが、若者という視点は、さきほど委員おっしゃったように、高校生からもそういう思いがありますし、市の中でも、ぜひちょっと他市とは違ったそういう視点を入れたいという思いもあります。

今回これをお示ししつつ、その辺りのエッセンスとか、良い記載の仕方は、ちょっとまだ模索しまして、またパブリックコメントなどでも、いろんなご意見をいただければ、そこはやっぱり方向性を変えるとか、法律とかそういうものの整合性も重視しながら、進めたいと思っております。

(杉山会長)

ということは、ここに例えば「若者」をやっぱり入れるべきだというようなご指摘があれば、また意見表明の場で、おっしゃっていただくという形で大丈夫ですか。

これが変わらないというわけではなくて、その点については割と効果的なのかなとも思っているので、そこについても、意見を考慮する余地があるという、そういう判断をさせていただいても大丈夫ですか。

(事務局)

いま申しましたように、工法的なルールの中できちんと整合性が取れるというか、また整理ができるのであれば、そういうふうにしたいと思います。その整理がやはりできないということになれば、ちょっとこのような形で進めざるを得ないというふうに思っております。

(杉山会長)

わかりました。では意見を言う余地はあるということで、もしその点については、結構大切な視点かと思しますので、ぜひぜひ今後の期間の中で、ご意見いただければと思います。

(鈴木専章委員)

杉山会長の方から、細かいものについては後ほどでと言われたのですが、前回の会議に欠席してしまいましたので、その時にもし出ていたら申し訳ないのですが、ちょっと全体のレベル感だけ確認します。

今回のこの条例は、それぞれの立場からの宣言というか、例えば9番、市の責務としまして「〇〇に努めます。」と。11番の地域住民等の役割として「〇〇支援に努めます」と。12番の育ち学ぶ施設の役割として「支援に努めます。」と。

ぜひその役割として「努めます」と、それぞれの立場から「努めます」というふうな言葉になっているので、それはいいと思うのですがこの4ページの10番の保護者の責務、ここだけがですね、(1)番の最後は、子どもを守り育てなければなりません。(2)番のところは、養育に努めなければなりませんと。ここだけが「努めます」という言葉でない、あえて「なりません」という言葉になったのでしたかね。

(事務局)

ありがとうございます。委員おっしゃるように、保護者の責務として、ちょっとこう押し付けみたいなどころになってしまっている部分もあると思いますので、ここはちょっと見直しをしたいというふうに思っております。

(鈴木専章委員)

いや、あえてこういう言葉を選んだというなら、それでもよいですけどね。

ここだけなにか他と違って、他はみんな全部、自己責任、自分の責務みたいな立場に立っているのに対して、ここだけ何かこう、違うところからの言葉かなというふうに感じたものですから、ちょっとそれだけです。

(杉山会長)

それについては、見直しいただけるということですかね。

(事務局)

ありがとうございます。見直しをいたします。

(杉山会長)

わかりました。それにつきましても、やはりご意見がありましたら、どしどしフォームで送っていただければと思います。

だから、どうしてもこの場で聞いておきたいということが、ございましたら。はい。

何かこう、形が整ってきたというものでご提出かと思います。今まで、ここでいろんな議論を重ねてきて、それがきちっとこの形になった。

条例って箱なので、やっぱり中身が伴っていないと、やはり形骸化してしまうので、そういう意味では、ここで議論を重ねてきて、その中身が十分に育った形になっているかというところが、

やっぱり大事だと思います。

そののこのところを見極めていただいて、またご意見等があれば、ぜひ出して、この場ではなかなかまとまらないかもしれないので、またじっくりちょっと読み直していただいて、ご意見をいただければなというふうに思っております。

これでよろしいですかね。ではまた、意見聴取の機会を設けていただけるってことですかね、Logo フォームとかそういう形で。

(事務局)

そのようにご用意したいと思います。

(杉山会長)

ではぜひぜひ、本当に大事なところになってくるとと思いますので、意見をたくさん。また、その後でもパブリックコメント等でご意見をいただければと思います。

ちょっと時間も超過しつつありますので、議事につきましてはこれで終了といたしたいと存じます。ご協力のほど、ありがとうございました。

それでは、進行の方を事務局へお返しいたしますので、よろしく願いいたします。

5 その他

(事務局)

ご協議ありがとうございました。

予定時刻になりましたが、もうあと5分ほどお時間をいただきたいと思います。その他といたしまして事務局から(1)今後のスケジュールについて、ご説明させていただきます。

(1) 今後のスケジュールについて

【資料に基づき事務局より説明】

6 閉 会

(事務局)

それではこれで今日の会議を終了しますが、一部資料がわかりづらい資料で丁寧さに欠けるといったことをお詫びして、また今後見直していきたいと思っております。

今年度は5回、この会議で熱心に協議をしていただいて、何となく先が見えてきたような気もしております。代表が変わって委員を交代される方もいらっしゃいますが、どうかこれからもこの行く末を見守っていただきたいなと思っておりますし、引き続きの方は、来年度もどうかよろしくお願い申し上げます。

これをもちまして、令和7年度第5回関市子ども・子育て会議を閉会させていただきます。長時間にわたり、ありがとうございました。

以上